

予 算 決 算 常 任 委 員 会 記 録

1. 開催日時 令和 3 年 2 月 19 日（金） 午前 9 時 30 分
2. 場 所 市議会第 3 委員会室
3. 出席委員 重村委員長ほか議長を除く議員全員
4. 委員外出席議員 武田議長
5. 欠席委員 田村委員・先野委員
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 石本局長・山下次長
8. 協議事項
3 月定例会本会議（2 月 18 日）から付託された事件（議案 1 件）
9. 傍聴者 なし

会議の概要

- ・ 開会 午前 9 時 30 分 閉会 午前 11 時 01 分
- ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和 3 年 2 月 19 日

予算決算常任委員長

重 村 法 弘

記 録 調 整 者

山 下 賢 三

— 開会 09 : 30 —

重村委員長 本日の出席委員については委員 15 人であり、定足数に達しておりますので、ただ今から、予算決算常任委員会を開会します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。委員会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、委員長の許可を得てから発言していただくようお願いいたします。委員におかれましては関連する質疑がある場合は「委員長・関連」と呼び、続けて行われますようお願いいたします。また、質疑及び答弁については一問一答方式によりできるだけ簡明に行われますようお願いいたします。円滑な進行に努めてまいりますのでご協力をお願いいたします。それでは、これより本会議で本委員会に付託されました議案 1 件について審査を行います。議案第 1 号「令和 2 年度長門市一般会計補正予算（第 13 号）」を議題とします。審査は、第 1 条「歳入歳出予算の補正」から第 4 条「地方債の補正」までを一括し、別紙一覧表に沿って、課ごとに質疑を行います。はじめに、議会事務局所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

長尾企画総務部長 議会事務局所管分につきましては、特に補足説明はございません。

重村委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。ご質疑もないので質疑を終わります。次に、総務課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

長尾企画総務部長 それでは、総務課所管分につきまして補足説明を行います。予算書 56、57 ページ、第 2 款「総務費」第 1 項「総務管理費」第 1 目「一般管理費」職員人件費の退職手当 6,089 万 1,000 円につきましては、定年退職以外の退職者が生じたことによるものでございます。続いて予算書 64 ページ、65 ページ、第 9 目「電算管理費」電算システム管理事業の機器等リース料 1,463 万 7,000 円の減額につきましては、内部情報系端末を更新するにあたり、これまでどおりのデスクトップ型を想定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、サテライトオフィスやフリーアドレスオフィスの対応に向けて、改めて機器の選定を行う必要が生じたことから、本年度での機器等の導入を見送り新年度での導入に変更するものでございます。

重村委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。ご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いいたします。

— 休憩 9 : 33 —

— 再開 9 : 33 —

重村委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、企画政策課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

長尾企画総務部長 企画政策課所管分につきましては、特に補足説明はありません。

重村委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。ご質疑もないので質疑を終わります。次に、財政課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

長尾企画総務部長 それでは、財政課所管分につきまして、補足説明を行います。予算書 48・49 ページ、歳入、第 18 款「財産収入」第 2 項「財産売払収入」第 1 目「不動産売払収入」1,325 万 7,000 円の増額につきましては、長門湯本温泉観光まちづくり整備事業における雁木広場用地及び旧正明市市営住宅跡地の売却などによる収入でございます。次に、予算書 50・51 ページ、第 20 款「繰入金」第 1 項「基金繰入金」第 1 目「財政調整基金繰入金」386 万 1,000 円の減額及び、第 2 目「地域活性化基金繰入金」340 万円の減額につきましては、充当事業等の決算見込みに基づき予算調整したものでございます。次に、予算書 54・55 ページ、第 23 款「市債」、第 1 項「市債」第 11 目「臨時財政対策債」2 億 7,000 万円の減額でございますが、これにつきましても、充当事業等の決算見込みに基づき予算調整したものであります。また、同じく市債、第 12 目「減収補てん債」4,000 万円につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、通常を上回る大幅な減収が生じている消費や流通にかかわる地方消費税交付金など 7 税目について、令和 2 年度に限り、減収補てん債の対象税目に追加措置されることから、新たに借入れを行おうとするものです。以上で、補足説明を終わります。

重村委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

林委員 今、部長の補足説明を聞いて 1 点ほどお尋ねします。予算書 54 ページの 13 目の「減収補てん債」についてです。まず、先ほど単年度の措置として新たに地方消費税交付金など 7 税目が対象に追加されたというふうに説明されましたけれども、この減収補てん債の追加補正額の算定根拠についてお尋ねします。

高橋財政課長 追加しております 4,000 万円の減収補てん債の内訳でございますけれども、まず 7 税目追加されましたけれども、そのうちの 4 税目が対象となっております。地方消費税交付金につきまして 2,308 万 2,000 円、市町村たばこ税の減収が 1,134 万 3,000 円、それからゴルフ場利用料税が 24 万 7,000 円の減収、地方揮発油譲与税が 535 万 2,000 円の減収ということで、合計しますと

4,002万4,000円の減収となりますことから4,000万円の減収補てん債の計上をさせていただいております。

林委員 それで、減収補てん債というのはいわゆる、俗に赤字地方債とも言われておりますけれども、この減収補てん債に対する財源対策というか、国からの財政措置ということについてお尋ねしたいと思います。

高橋財政課長 減収補てん債を発行した際の財源手当でございますけれども、元利償還金を返済してまいりますけれども、その部分につきまして75%の普通交付税の参入となります。

重村委員長 ご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 9:39 —

— 再開 9:40 —

重村委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、防災危機管理課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

長尾企画総務部長 それでは、防災危機管理課所管分につきまして補足説明を行います。予算書64・65ページ、第2款「総務費」第1項「総務管理費」第17目「防災対策費」、防災意識啓発事業の自主防災組織育成補助金192万2,000円の減額につきましては、コロナウイルス感染拡大に伴い、当初予定していました自主防災組織の結成や各種補助金の執行が困難となったものです。

重村委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。ご質疑もないので質疑を終わります。次に、税務課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

長尾企画総務部長 それでは、税務課所管分につきまして補足説明を行います。予算書29ページ及び34ページから37ページにわたる、歳入「第1款市税」につきまして、当初予算比1億9,187万7,000円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染症による経済的な影響による徴収猶予特例の認定などによるものです。以上で、補足説明を終わります。

重村委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

綾城委員 今、部長からのお話もいただきましたけれども、全般的にコロナウイルスの影響による徴収猶予ということの減額ということですが、補正予算書の34、35ページの「固定資産税」ですが、いろいろ事業者さんにお話を聞いてみると、2月分から支払いが始まっていくというところで、全てが猶予とか減免とかの対象になるのではなくて、2月から始まっていくというようなお話が

出ています。コロナウイルスが年が明けて緊急事態宣言が出て、旅館さんにしても事業者さんにしても前回以上に商売に収入が入ってこないというような状況になっていると。そこでこの 2 月分の支払いが始まるんだという、このへんの猶予とか減免とか考えていただけないかというような話をいくつか聞いております。そのへんは税務課のほうでどのような対応を考えておられるのかお尋ねいたします。

緒方税務課長 先ほど委員さんが申されました、コロナ特例に関する猶予につきましては、おっしゃるとおり、2 月 1 日期限でございましたので、一応受付のほうはすでに終了しております。問題になるのが固定資産税の 4 期目の納期が 3 月 1 日ということになっております。この部分につきましては、通常の猶予制度もございますので、納税者の方と相談しながらお支払いについて個別に対応させていただくことになっております。ちなみに、先ほど部長も申しましたが、固定資産税等全体的にコロナの猶予の申請の関係で歳入が相当減っております。主には固定資産税なんですけども、コロナ猶予の申請におきましては 1 月末時点で、期別の件数でございますが、108 件の猶予特例の申請がございまして、全体でいきますと金額で申しますと、8,300 万円くらいの猶予の申請がございします。当然 1 年先に延ばすわけでございしますので、新年度に入りましてそれぞれ納期が発生してまいります。その部分につきましてはまだコロナの関係が収束しているわけではございません。また各納税者の方におかれては、やはりまたそこで納税の義務が発生するんですけども、なかなかお支払いが困難な状況も発生するかと思います。その部分につきましては総務省から一応、既存のいろいろなコロナ特例でなく、通常の猶予の申請等、柔軟に対応するようにという指示も来ておりますので、担当課といたしましては適切に対応していきたいと考えているところでございます。

重村委員長 ほかにご質疑もないので質疑を終わります。次に、三隅支所所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

宮垣三隅支所長 三隅支所所管の一般会計補正予算につきましては各関連事業の実績見込みに基づく人件費等の不用額を減額補正するものでございまして特に補足説明等はございません。

重村委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ声あり）ご質疑もないので質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 9 : 47 —

— 再開 9 : 48 —

重村委員長 委員の皆様には1つご連絡を申し上げます。ここで、委員会室に入っていたのは日置支所、それから油谷支所一緒に入っていて順次審査の予定でしたが、油谷支所が道路の雪の関係でまだ到着されていないということです。まず日置支所のみ審査をしまして油谷支所は後ほどさせていただきますのでお間違えのないようにお願いします。休憩前に引き続き会議を始めます。次に、日置支所所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

光井日置支所長 日置支所の補足説明は特にございませ。

重村委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。ご質疑もないので質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 9:49 —

— 再開 9:52 —

重村委員長 皆さんに諮らせていただきます。今、一緒に入室する、委員会室に入っていて消防本部の方がまだ到着されていないということで、審査の方、また消防本部を飛ばすということが発生いたします。もしよければここで暫時休憩を取りまして、10時からの再開にしてもよろしいかと思いますが、いかがでしょうか。（「引き続きやったらどうですか」と呼ぶ声あり。）引き続きでよろしいですか。はい。分かりました。それでは休憩前に引き続き会議を始めます。次に、会計課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

小川会計管理者 会計課につきましては不用額を減額補正するものであり、特に補足説明はございません。

重村委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。ご質疑もないので質疑を終わります。次に、選挙管理委員会事務局所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

大庭選挙管理委員会事務局長 補足説明は特にございませ。

重村委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ声あり。）ご質疑もないので質疑を終わります。次に、監査委員事務局所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

大庭選挙管理委員会事務局長 補足説明は特にございませ。

重村委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩いたします。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 9:53 —

— 再開 9:54 —

重村委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、市民活動推進課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

光永市民福祉部長 市民活動推進課の補正予算につきましては、主に実績見込みにより予算を減額するもので特に補足説明はございません。

重村委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ声あり。）ご質疑もないので質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 9:55 —

— 再開 9:55 —

重村委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、総合窓口課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

光永市民福祉部長 総合窓口課所管の補正予算につきましては主に年度内の執行見込みにより予算を補正するもので特に補足説明はございません。

重村委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。ご質疑もないので質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 9:57 —

— 再開 9:57 —

重村委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、地域福祉課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

光永市民福祉部長 地域福祉課所管の補正予算につきましても、主に年度内執行見込みにより予算を減額するもので、特に補足説明はございません。

重村委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。ご質疑もないので質疑を終わります。ここで説明員入れ替え

のため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 9 : 59 —

— 再開 9 : 59 —

重村委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、高齢福祉課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

光永市民福祉部長 高齢福祉課所管の補正予算につきましても、主に年度内の執行見込みより予算を減額するもので、特に補足説明はございません。

重村委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。ご質疑もないので質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 9 : 59 —

— 再開 10 : 01 —

重村委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、子育て支援課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

光永市民福祉部長 それでは、子育て支援課所管の補正予算につきまして補足説明をいたします。今回の補正は、主に年度内の執行見込みにより予算を減額するもののほか、予算書は81ページの第3款「民生費」の第2項「児童福祉費」の第4目「保育園費」及び115ページの第10款「教育費」の第5項「幼稚園費」の第1目「幼稚園管理費」、予算説明資料は1ページになりますが、「保育施設等感染症予防対策事業」の予算を追加して計上しております。これは、国の3次補正予算を活用して実施するもので、事業内容は予算説明資料に記載のとおりです。なお、予算書7ページの第2表「繰越明許費補正」として款「民生費」の項「児童福祉費」及び款「教育費」の項「幼稚園費」に、それぞれの事業の翌年度に繰り越す限度額を定めております。以上で、補足説明を終わります。

重村委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。ご質疑もないので質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 10 : 02 —

— 再開 10 : 04 —

重村委員長 委員の皆さんにお諮りします。健康増進課が次の審査ですが、健

康増進課の準備がちょっとできていないようです。課ごとにやっていますので、部の関係もございますので、ここで休憩を取らせていただけたらと思いますが、どんなでしょうか。よろしいでしょうか。生活環境課だけやりますか。それでは休憩前に引き続き会議を始めます。次に、生活環境課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

光永市民福祉部長 生活環境課所管の補正予算につきましては、主に年度内の執行見込みにより予算を減額するもので、特に補足説明はございません。

重村委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。ご質疑もないので質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 10 : 05 —

— 再開 10 : 07 —

重村委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、油谷支所所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

梶山油谷支所長 冒頭、議員の皆さまにお詫びを申し上げます。定刻に遅れたこと、深くお詫びを申し上げます。油谷支所の補正予算についての補足説明は特にございません。

重村委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。次に消防本部所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

杉村消防長 冒頭遅刻をいたしまして申し訳ございませんでした。それでは消防費に係る補足説明を申し上げます。補正予算書では 106 ページからとなります。このたびの補正は消防費総額で 1,852 万円を減額するものでございます。この減額の主なものといたしましては、常備消防費では Net119 緊急通報システムや資機材搬送車などの入札減による減額を計上しております。また、非常備消防費では、消防団車両の入札減並びに、消防出初式や操法大会中止による減額を行うものでございます。補足説明は以上です。

重村委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。ご質疑もないので質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。大変失礼いたしました。議事進行上、ここで暫時休憩を取りたいと思います。再開を 10 時 20 分からにしたいと思います。

— 休憩 10 : 10 —

重村委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、健康増進課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

光永市民福祉部長 まずは、担当の出席が遅れまして大変申し訳ございませんでした。お詫び申し上げます。それでは健康増進課所管の補正予算につきまして補足説明をさせていただきます。今回の補正は、主に年度内の執行見込みにより予算を減額するもののほか、予算書は83ページの第4款「衛生費」の第1項「保健衛生費」の第4目「感染症予防費」、予算説明資料は1ページになります。こちらに「新型コロナウイルスワクチン接種事業」の予算を計上しております。これは、国の3次補正予算を活用して実施するもので、事業内容は予算説明資料に記載のとおりです。なお、予算書7ページの第2表「繰越明許費補正」として款「衛生費」の項「保健衛生費」に、この事業の翌年度に繰り越す限度額を定めております。以上で、補足説明を終わります。

重村委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

綾城委員 予算説明資料1ページ、「新型コロナウイルスワクチン接種事業」です。集団接種出務医療従事者報償、1,189万5,000円あがっておりますけども、この内訳をお願いいたします。

梶山健康増進課長 遅れて大変申し訳ございませんでした。ご質問にお答えいたします。集団接種出務医等の従事者の報償でございますけども、現在はつきりとした集団接種の回数というものがはつきりとは決まっておりますけども、集団接種の回数を28回として計上しておりますして、出務医の医師、看護師、事務のほうも計上しておりますして、出務医の医師は1時間あたり1万3,500円、看護師が1時間あたり1,821円、事務が1,264円。これは応急診療所の出務報酬にならって計上をさせていただき、28回分を計上しております。

中平委員 今の集団接種出務医療従事者の下の、集団接種実用物品等、この物品等の具体的なものが分かりましたらご説明願います。

梶山健康増進課長 集団接種につきまして準備が必要な物品といたしまして、消毒用等の薬品やマスク等もございます。それから、医薬材料品、集団接種の場合の会場にアナフィラキシー等のもし何かあったときの救急セットを準備するんですけども、その準備物品とともにエピネフリン等の医薬品などが必要になりますので、その薬剤と救急セットの備品等があります。そのほか、集団接種のときの申込みを受け付けるための電話の通信費等もこの中には計上されております。

中平委員 続きまして一番最後の車両借上料の、この車両はどういうものか、何台くらいあるのか、説明をお願いいたします。

梶山健康増進課長 先ほど申しました集団接種会場を今 28 回ということで検討しているところですので、送迎に使用するためのバスの借上げを 28 会場の 2 台という形で考えて計上をしております。

重村委員長 ほかにご質疑はございませんか。ご質疑もないので質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 10 : 26 —

— 再開 10 : 27 —

重村委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、農業委員会事務局所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

小林経済観光部長 農業委員会事務局所管については、特に補足説明はございません。

重村委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。ご質疑もないので質疑を終わります。次に、農林水産課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

小林経済観光部長 それでは、農林水産課所管の主な事業につきまして、補足説明を申し上げます。補正予算書 90 から 91 ページの第 6 款「農林水産業費」第 1 項「農業費」第 4 目「農業振興費」の「種子購入緊急助成対策事業」につきましては、予算説明資料 2 ページで掲載しておりますとおり、ウンカ等による水稻被害を受けた農業者の皆様の生産意欲の向上を図るため、次期作に向けた種子の購入支援に要する経費を計上しております。

重村委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。ご質疑もないので質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 10 : 29 —

— 再開 10 : 30 —

重村委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、産業戦略課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

小林経済観光部長 それでは、産業戦略課所管の主な事業につきまして、補足説明を申し上げます。補正予算書 98 から 99 ページの第 7 款「商工費」第 1 項

「商工費」第2目「商工業振興費」の「バス路線運行維持対策事業」につきましては、予算説明資料2ページで掲載しておりますとおり、バス事業者に対する運行費用について、車両維持費等の経常経費が増加したこと及び新型コロナウイルス感染拡大の影響による運行収入の減額が生じたことに伴う、赤字欠損額の増額分に要する経費を計上しております。

重村委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

中平委員 今部長の説明もありました、「バス路線運行維持対策事業」予算書99ページ、説明資料2ページでございますが、この予算の算出根拠を伺いたいと思います。

仲野産業戦略課長補佐 まずバス補助金についてでございますが、まず当初予算の編成にあたってのところを説明させていただきます。こちらにつきましては、直近3ヵ年の各バス事業者のところの赤字欠損額、イコール補助額になりますけれども、この推移や運行事業者とのヒアリングにより予算編成のほうを決定しているところでございます。このところで今年度、各バス事業者のほうから、今年度の事業決算報告を受けた中で、冒頭に説明がありましてとおり、コロナの影響がかなり大きく出たというところで、各予算計上額に対するバス事業者の欠損額についてでございますが、差額についてですけれども、防長交通のほうで1,869万9,000円、それからサンデン交通が1,384万円、ブルーライン交通が221万8,000円の最終的な欠損額が出たところで、この積み上げが補正の計上額の数字になっているところでございます。この数字のところでございますけれども、基本的にコロナ影響化補助の対象期間につきましては、令和元年の10月から令和2年9月までが補助対象期間となっておりますので、約半年間はコロナの影響を受けているというところがございます。当然コロナ禍でもバスのほうは運行をしておりましたので、バスの運行経費、それから運送収入が減ったというところで報告の数字で欠損額が上がったところでございます。

中平委員 担当課の方がだいぶ答えられましたので、車両維持費等とはどういうものか伺いたします。

仲野産業戦略課長補佐 車両維持費の内訳でございますが、まず税金等の重量税とかの関係、それから保険代、燃料代、もう一点はこれは少し大きな要因ではございますが、現在とりわけサンデンと、防長交通については車両が古くなったということで車両の更新期間に入っているところがございますので、その減価償却費というところが主な内容となっております。

重村委員長 ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。次に、観光政策課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

小林経済観光部長 それでは、観光政策課所管の主な事業につきまして、補足説明を申し上げます。補正予算書 100 から 101 ページの第 7 款「商工費」第 2 項「観光費」第 3 目「観光振興費」の「ワーケーション推進事業」につきましては、予算説明資料 2 ページで掲載しておりますとおり、市外の企業によるワーケーションを推進するため、受け入れ事業者の設備・通信環境整備に係る費用の一部を補助する経費や情報発信等に要する経費を計上しております。その他、観光政策課所管に係る事業については、新型コロナウイルス感染拡大の影響による施設利用料等の減や各事業の清算に伴う事業費の減額等を計上しております。

重村委員長 以上で、補足説明は終わりましたのでこれより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

綾城委員 補正予算説明資料 2 ページです。ワーケーション推進事業 1,109 万 6,000 円です。これの財源の内訳をお尋ねします。

和田観光政策課長補佐 ワーケーション推進事業につきましての財源の内訳をご説明させていただきます。事業費 1,109 万 6,000 円の歳入の内訳ですけど、150 万円が国立・国定公園、温泉地でのワーケーションの推進事業費補助金これは環境省の事業でございまして、上限 300 万円の 2 分の 1 補助、150 万円の上限でございすけどもこれを充当、さらに 300 万円は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当いたしまして、740 万 6,000 円を一般財源としております。

綾城委員 これは実証実験をやられていると思いますが、実証実験でどのような実績、検証を得られたのかということと、実証実験の詳細等をお尋ねいたします。

和田観光政策課長補佐 実証実験の説明をさせていただきます。2 月 1 日から 5 日まで参加者を 2 班に分けて、実証実験を行わせていただきました。参加者が連携協定を締結させていただいております日本航空さんの空港支店長 10 人にご参加いただきまして、油谷、湯本を宿泊先に、仕事センターや宿泊先でのワーク、そして市内観光や体験といったパッケージを体験していただきました。現在参加者アンケートを集計中でございますけども、実証後の意見交換会では参加者周辺団体、自治体でもワーケーションの取り組み事例をご披露していただいたり、今度事業推進に向けて大変参考になるご意見をいただいたところですので。総じて本市の観光、食、体験での評価は高いもので、ワーケーション事業の可能性は大いにあるといったご意見をいただいた反面、施設での通信環境、たとえば拠点施設の電源の増設といったご指摘もいただいたところでございます。先月 8 日からは 2 回目の実証実験といたしまして今度も包括連携を締結しております企業の協力をいただきまして、キャンプ場やサイクリングとい

ったアウトドアワーケーションの検証を予定しているところです。これらの2回の検証を今後ワーケーションの推進に生かしていきたいと考えているところでございます。

綾城委員 設備・通信環境整備費補助金の600万円、ワーケーション業務553万円とありますが、具体的に何かをお尋ねいたします。

和田観光政策課長補佐 設備・通信環境整備費補助金につきましては観光事業所が実施しますワーケーション事業の拠点となる施設、新型コロナウイルス感染防止対策やWi-Fi環境構築といった受入環境整備に対しまして補助するもので、補助率が2分の1、50万円を補助上限に市内観光事業者14施設を想定しまして、計上させていただいております。それからワーケーション業務でございますけども、民間主導でワーケーション事業を継続的に実施していただくというところでプロモーション媒体、これのPR動画やホームページ、それからパンフレット作成等に当たるかと思うんですけども、こちらに係る必要経費を300万円、それから実際にプランの造成、それから企業とのマッチング、参加していただく企業ですね。マッチングを行う民間の利用者が主導で行うワーケーションの実証実験、これを1回分、157万円。そしてその他事務費等を委託料として計上させていただいております。

重廣委員 今のところの一番下に、職員旅費とありますよね。この旅費について詳しく説明願いたいと思います。

和田観光政策課長補佐 職員旅費につきましてはですけども、検証実験等で課題、そういったものが出てきておりますので、こちらの解決だとかワーケーションプランのブラッシュアップのために、和歌山県、これは全国的にワーケーションの先進地と言われております和歌山県や鳥取県といった先進地への視察経費として計上させていただいております。

重廣委員 今の時期でありますから、なかなか出向くのが難しいのではないかと。リモートか何かでできることではないかなと考えるのですが、いかがお考えでしょうか。

岡田観光政策課長 やはりこうした環境下の中、コロナの感染の拡大状況等を勘案して必要であればリモート、というところも考えてはおりますが、やはり現場で見たいと、現場まで行かなければ分からないこともありますので、感染状況を注視しながらこの事業についてはしっかりとリモート、そして現場に行くという2本立てで考えているところでございます。

重廣委員 私は事前に旅費のことについて問い合わせた時に、少し矛盾を感じたというのが、このワーケーション自体というのがコロナ禍において各企業が考え出されたことではないかと思っておるんですよ。職員旅費のことで伺いますと、コロナ収束後、出られるのであれば出たいと。今、その分でみていると。

リモートも考えているという話でしたけど、収束すれば今度ワーケーションというのが必要なくなるのではないか、私はその矛盾についてどう考えておられるのか、今からはワーケーションが主流である、特にコロナでこういうワークとバケーションを重ねたような言葉が今流行していると言いますか、各企業が考えておられるわけですけど、そのあたり。旅費は収束したら使えますよという発想をされていたんですが、なんか矛盾しているような感じがするのですが、部長はどのようにお考えですか。

小林経済観光部長 今委員ご指摘のとおり、ワーケーションがコロナ収束とどう絡んでいくのかというお尋ねが含まれているというふうに考えています。ワーケーションそのものは、都市部の事務所、企業であったり、そのへんが特に緊急事態宣言等が発出されているエリアに会社をお持ちの企業については、すごく切実な部分ではなかろうかと思っております。そこで自宅でリモート会議等、ワークをする部分じゃなく、長門とか全国に聞きに行つて目新しい、日常と違う環境の中におかれて大いに業務に関する発想をしていただくという部分もあろうかと思っております。旅費については先ほどもありますけど先進地、和歌山県なんかは県が全体のとまりまとめをして、県内の事業者に登録をいただいたシステムを作られております。その辺を長門市ではどういった仕組みができるのか、企業側からの相談等の体制をどうするのかというのを今回の2回の検証をふまえてしっかり民間事業者にコンベンション等も、入り口の、相談窓口等も調整しながら、研究を進めてまいりたいと思いますし、その点では現地に行かないと分からない部分というのがあると想定しておりますので、この辺で職員旅費を計上させていただいているところでございます。

林委員 補正予算書8ページの第3表、債務負担行為補正についてお尋ねします。くじら資料館の指定管理料と村田清風記念館指定管理料が追加補正、債務負担行為補正されていきますけれども、今回条例案が出ていまして、これらを長門文化振興財団に指定管理するというような議案も出ていますが、まずこの2つの施設は非常に地域との関わりが強いということを踏まえて、それぞれの施設を指定管理者制度によって、指定管理を行うことによって、経費の削減効果というのがどの程度見込まれているのかお尋ねいたします。

岡田観光政策課長 それぞれの施設を市が直営で管理運営する経費を計算した額と、指定管理の委託料との差額を見ますと、試算でございますが、くじら資料館、村田清風記念館ともに人件費等、一体的・継続的に管理することで、くじら資料館で年間で2万5,000円、5年間で12万5,000円、村田清風記念館では年間14万5,000円、5年間で72万5,000円の削減効果を見込んでいるところでございます。

重廣委員 説明資料にもございます、観光振興基金積立について伺いたいと思

います。まずこれは、この基金で金額、基金ですから算出根拠という言い方はしませんが、この基金の元はどのようなになっておりますか。

岡田観光政策課長 元と言いますのは、長門市観光資金には、これまでの長門市観光施設等整備基金条例を全部改正して創出されたものでございます。算出根拠というか、今回の補正につきましては、説明資料にもありますように、市に対する寄附金の額に相当する額の範囲内で観光振興基金に積み立てているものでございます。

重廣委員 ではこれは令和２年度分だけというふうに考えてよろしいですか。

岡田観光政策課長 元からあった基金からこの観光振興基金になりましたけれど、平成１９年度以降から積立てはございませんでしたが、平成３０年度に市内の団体から１件、令和元年度に市内の団体から１件、個人から１件の寄附がありましたので、この相当する額を積み立てたものでございます。

重廣委員 約３ヵ年分というふうな考え方でしょうね。どなたが寄附されたというのは伺いません。この基金ですね、今現在で利用計画というのがあるのかどうか、何を予定しているとかそういうものがありましたら伺いたいと思います。

岡田観光政策課長 この基金、当面取り崩しての活用は、計画は今のところございません。

重村委員長 ご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 10 : 49 —

— 再開 10 : 51 —

重村委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、都市建設課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

早川建設部長 それでは都市建設課所管について補足説明をいたします。予算書は１０２ページ、１０３ページになります。第８款「土木費」第２項「道路橋梁費」第３目「道路橋梁新設改良費」の０３５「社会資本整備総合交付金事業」市道舗装改良工事請負費 ２,５００万円につきましては、国の３次補正を活用いたしまして、令和３年度に予定をしておりました長門市駅の北側になりますけども、市道湊中央２号線と、それに交差する市道柳ヶ坪線の舗装改良事業を前倒し実施するものでございます。次に予算書７ページでは、繰越明許費として７事業について翌年度に繰り越すための措置を講じております。その他につきましては、予算に関する説明書及び別添の予算説明資料に記載のとおりでございます。

重村委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑

はありませんか。ご質疑もないので質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 10 : 52 —

— 再開 10 : 53 —

重村委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、建築住宅課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

早川建設部長 建築住宅課所管につきましては、予算書 7 ページの繰越明許費として 1 事業を翌年度に繰り越すための措置を講じております。その他につきましては、予算に関する説明書に記載のとおりでございます。

重村委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

綾城委員 今、部長から補足説明がありました、繰越明許費補正、市営住宅 24 時間換気設備設置・内装改修事業 351 万 8,000 円について、これの繰り越しの理由と工事が完了していない箇所をお伺いいたします。

小林建築住宅課長 工事名は殿村新開市営住宅の A,B,C,D 棟の内装工事でございます。主な工事の内容としましては、カビ予防のたとえば内装塗装工事となっております。当初、昨年の秋から工事を予定しておりましたけども、11 月及び 12 月の 2 回の入札が不調に終わったことから、年を明けまして 1 月 6 日に随契約の契約を行いまして、工期を 3 月 26 日までとして今現在工事を行っているところでございます。工事内容が内装の塗装工事ということで、入居者の方がいらっしゃるということになりますので、入居者と工事日程を調整した中で、年度末に退居を予定されているという方がいらっしゃいまして、入居者の負担軽減を考えまして工期を変更させていただいたことから、年度内に完成することが難しいということで繰り越しをさせていただいたところでございます。

重村委員長 関連はございますか。ないようでしたら所管についてご質疑をお願いいたします。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので質疑を終わります。ここで、説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 10 : 56 —

— 再開 10 : 58 —

重村委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、教育委員会所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

中谷教育部長 教育委員会所管につきまして補足説明を申し上げます。はじめに補正予算書 110、111 ページ、第 10 款「教育費」、第 1 項「教育総務費」、第 4 目「学校保健費」の 030 感染症対策等の学校教育活動継続支援事業 202 万 5,000 円でございますが、補正予算説明資料の 3 ページにも記載しておりますとおり、学校における新型コロナウイルス感染症予防対策の徹底を図るため、学校健診等で必要な高圧蒸気滅菌器を配備するものでございます。なお、本事業につきましては、年度内の配備が困難なことから、補正予算書 7 ページに記載しておりますとおり翌年度に繰り越すための措置を講じております。同じく、補正予算書 7 ページ、第 2 表「繰越明許費補正」のうち「小学校費」の小学校トイレ等自動水栓整備事業 1,842 万円及び「中学校費」の中学校トイレ等自動水栓整備事業 1,026 万円でございますが、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、非接触型の手洗い自動水栓の需要が急増しておりまして、機器の納入が遅れており年度内の工事完了が困難となったことから、工期の延伸を行うとともに、予算を翌年度に繰り越すため、繰越明許費を計上しております。その他につきましては、年度内の執行見込額と現計予算との調整を行ったものであり、特に補足はございません。補足説明は以上でございます。

重村委員長 補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので質疑を終わります。ここで、説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 10 : 59 —

— 再開 11 : 00 —

重村委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので討論を終わります。採決します。議案第 1 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手全員です。よって、議案第 1 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上で、本委員会に付託された議案の審査は終了しました。これで予算決算常任委員会を閉会します。大変お疲れさまでした。

— 閉会 11 : 01 —